

令和4年5月26日
四国地方整備局
用地部
(四国地区土地政策推進連携協議会)

所有者不明土地法の改正等に関する講演会を開催します！

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和4年法律第38号)が令和4年4月27日通常国会において可決成立(同年5月9日公布)したことを受け、法改正の概要等に関する講演会を開催します。

- 日時：令和4年6月2日(木) 13:30～
- 場所：高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎 北館13階 1306, 1307会議室
(Web開催併用)
- 内容
 - 所有者不明土地対策の推進
～所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正～
 - 地籍調査について
 - 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置について
- 参加者：四国地方整備局、高松法務局、四国財務局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県内市町村、香川県内市町村、愛媛県内市町村、高知県内市町村、日本司法書士会連合会四国ブロック会、日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会、四国不動産鑑定士協会連合会、日本行政書士会連合会四国地方協議会、(一社)日本補償コンサルタント協会四国支部、(公社)愛媛県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会香川県本部、(公社)全日本不動産協会愛媛県本部
- 取材等
会議はマスコミ関係者に公開で開催します。ただし、会議の運営上、写真、ビデオ等の撮影は、冒頭(挨拶)までとさせていただきます。
取材、傍聴を希望される報道関係者の方におかれましては、別紙の取材申請書により、令和4年5月31日(火)12:00までに申込みをお願いします。
なお、会場の人数の都合によりお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本施策は、四国広域地方計画「No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 用地部 用地企画課 課長

にし まさよし
西 真由

◎課長補佐 安光 史夫

TEL : 087-851-8061 (内4751, 4756)、087-811-8339 (直) FAX : 087-811-8439

(◎ : 主な問い合わせ先)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和4年法律第38号)

< 予算関連法 >

令和4年4月27日成立
同年5月9日公布
《公布後6月以内施行》

背景・必要性

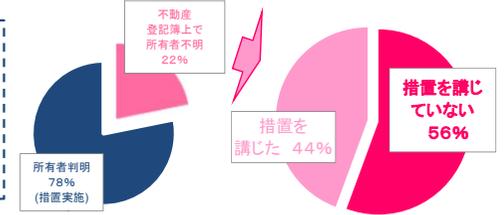
- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。

※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化

- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

住民から市町村に苦情のあった
管理不全土地への対応状況
(令和元年度国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。)

所有者不明土地法 附則（平成30年制定時）
2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



概要

1. 利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・ 現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設**や**再生可能エネルギー発電設備**の整備に関する事業を追加



備蓄倉庫

② 地域福利増進事業の事業期間の延長等

- ・ 購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間**を現行の10年から**20年に延長**
- ・ **事業計画書等の縦覧期間**を6月から**2月に短縮**

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・ **損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地**であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



建築物のイメージ

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における**災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度**を創設



豪雨の度に土砂崩れが多発

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている**管理不全土地管理命令の請求権**を市町村長に付与



高台から瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・ 上記の勧告等の準備のため、**土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供**を可能とする措置を導入

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連

- ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地**対策計画の作成**や所有者不明土地**対策協議会の設置**が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・ 市町村長は、**特定非営利活動法人**や**一般社団法人**等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として**指定**
- ・ 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

③ 国土交通省職員の派遣の要請

- ・ 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、**国土交通省職員の派遣**の要請が可能

【目標・効果】

① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数：施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)

② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計150件

③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数：施行後5年間で累計75団体

(別 紙)

取材申請書

「所有者不明土地法の改正等に関する講演会」の取材を希望します。

御 社 名	
ご 連 絡 先	T E L : F A X : メールアドレス :

お 名 前

※令和4年5月31日（火）12時までにFAX又はメールにて登録をお願いします。

■送信先

- ・ FAXの場合

FAX番号：087-811-8439

四国地方整備局 用地部 用地企画課 安光 あて

- ・ メールの場合

四国地区土地政策推進連携協議会連絡用アドレス

skr-88fumeitochi@mlit.go.jp

マスコミ関係者の皆さまへ

■取材について

- ・会議はマスコミ関係者に公開で開催します。
ただし、会議の運営上、写真、ビデオ等の撮影は、冒頭（挨拶）までとさせていただきます。
- ・カメラ撮りは会議開始までに、登録済の別紙をご持参のうえ、各自会場にお集まりください。

■その他

ご来館の際には、以下についてご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

- ・1階総合受付での入館手続きに必要となりますので、身分証のご持参をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1社につき1名とさせていただきます。
- ・会場の人数の都合によりお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・「手洗い」や「マスク着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いいたします。また、風邪のような症状がある場合にはご自身の体調を優先し、参加をお控えいただきますよう併せてお願い申し上げます。

会場周辺地図



会場：高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎北館13階

1306、1307会議室